

著作権	判決年月日	令和5年3月9日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和4年(ネ)第10100号		
○ 「ツイッター」において、侵害情報の投稿の後にされたログインに係るIPアドレスから把握される発信者情報が「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するとされた事例				

(事件類型) 発信者情報開示 (結論) 原判決取消

(関連条文) 著作権法2条1項1号、21条、23条1項、令和3年法律第27号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和3年(ワ)第32650号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人イラスト及びこれを映像化した控訴人動画の著作権者であると主張する控訴人が、氏名不詳の本件発信者がツイッター上の本件アカウントにおいて投稿した本件ツイート（控訴人イラスト及び控訴人動画に基づいて作成された画像の掲載を含むもの）により、控訴人イラスト及び控訴人動画に係る控訴人の著作権（複製権及び公衆送信権）が侵害されたことが明らかであると主張し、被控訴人に対して、令和3年法律第27号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）4条1項に基づき、本件ツイートの投稿の後にされた本件ログインに係る本件IPアドレスから把握される本件発信者情報の開示を求める事案である。

原審は、本件発信者情報が法4条1項にいう「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するとはいえないとして、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人は、これを不服として控訴を提起した。

2 本件の主要な争点は、本件発信者情報が法4条1項にいう「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するかであるが、本判決は、要旨次のとおり判断し、また、本件発信者による本件ツイートの投稿により、控訴人イラスト及び控訴人動画に係る控訴人の著作権（複製権）が侵害されたことは明らかであり、控訴人は本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有するとして、原判決を取り消した上、控訴人の請求を認容した。

(1) 法4条の趣旨は、特定電気通信（法2条1号）による情報の流通には、これにより他人の権利の侵害が容易に行われ、その高度の伝ば性ゆえに被害が際限なく拡大し、匿名で情報の発信がされた場合には加害者の特定すらできず被害回復も困難になるという、他の情報流通手段とは異なる特徴があることを踏まえ、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に

配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとする。ことにより、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにあると解される（最高裁平成21年（受）第1049号同22年4月8日第一小法廷判決・民集64巻3号676頁参照）。そうすると、「当該権利の侵害に係る発信者情報」の範囲をむやみに拡大することは相当とはいえないものの、これを侵害情報の投稿時に利用されたログインに係るIPアドレスから把握される発信者情報に限定するとなると、複数のログインが同時にされているなどして投稿時に利用されたログインが特定できない場合などには、被害者の権利の救済を図ることができないこととなり、上記の法の趣旨に反する結果となる。そして、法4条1項の文言は、「侵害情報の発信者情報」などではなく、「当該権利の侵害に係る発信者情報」とやや幅をもたせたものとされていること、証拠及び弁論の全趣旨によると、令和3年法律第27号（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律）による改正は、法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に侵害情報を送信した後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報が含まれ得ることを前提として行われたものと認められ、上記の改正の前後を通じ、「当該権利の侵害に係る発信者情報」は、侵害情報を送信した際のログインに係る発信者情報のみに限定されるものではないと解されること、また、このように解したとしても、当該発信者が侵害情報を流通させた者と同一人物であると認められるのであれば、発信者情報の開示により、侵害情報を流通させた者の発信者情報が開示されることになるのであるから、開示請求者にとって開示を受ける理由があるといえることができる一方、発信者にとって不当であるとはいえないことなどに照らすと、「当該権利の侵害に係る発信者情報」を侵害情報の投稿時に利用されたログインに係るIPアドレスから把握される発信者情報に限定して解釈するのは相当でなく、それが当該侵害情報を送信した者の発信者情報であると認められる限り、当該侵害情報を送信した後のログインに係るIPアドレスから把握される発信者情報や、当該侵害情報の送信の直前のログインよりも前のログインに係るIPアドレスから把握される発信者情報も、法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当すると解するのが相当である。

(2) これを本件についてみるに、本件アカウントのプロフィール欄の記載内容や本件アカウントにおいてされた投稿の内容に照らすと、本件アカウントが複数の者によって管理されていたことはうかがわれず、むしろ、本件アカウントは、1名の個人によって管理されていたものと推認するのが相当である。また、証拠及び弁論の全趣旨によると、ツイッターは、いわゆるログイン型サービスであり、ツイートの投稿を行おうとする者は、アカウント名及びパスワード（8文字以上）を入力してログインをしなければならないものと認められるところ、通常、アカウント名やパスワードを第三者と共有するという事態は余り考えられない。さらに、証拠及び弁論の全趣旨によると、本件アカウントについては、令和3年6月26日から同年9月21日までの間、合計467回のログインがされている

ところ、そのうち本件 I P アドレスからは、毎日のようにログインがされており、ログインの回数（合計 1 4 7 回）においても、他の各 I P アドレスからのログインの回数を圧倒していたものと認められるから、本件 I P アドレスは、本件アカウントへのログインに使用される最も主要な I P アドレスであったと評価することができる。以上に加え、本件ログインが本件ツイートの投稿の約 5 日半後にされたものであることも併せ考慮すると、本件発信者情報は、本件ツイートの投稿の後のログインに係る I P アドレスから把握される発信者情報ではあるが、本件ツイートを投稿した本件発信者の発信者情報であると認められ、したがって、法 4 条 1 項にいう「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当すると認めるのが相当である。